平成２２年（フ）第１６９号
北海道室蘭市東町４丁目６番２号
債務者　和嶋　幸治
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
北海道伊達市弄月町46番地１
債務者　久保利恵子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉37番地　洞爺パークホテル男子寮211号室、住民票上の住所札幌市厚別区厚別中央４条２丁目２番52号　カクタハウスＣ
債務者　若狭　一美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
北海道登別市鷲別町６丁目無番地
債務者　黒澤　明博
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
北海道登別市鷲別町６丁目無番地
債務者　黒澤　則子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
北海道室蘭市絵鞆町２丁目27番17号
債務者　杉本　利男
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
北海道室蘭市沢町８番17号
債務者　島津　頼正
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
北海道伊達市南稀府町270番地92、前住所宮城県亘理郡亘理町荒浜字鳥の海９番地７
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
北海道登別市登別温泉町109番地　社宅Ｂ号301号
債務者　高橋　千春
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
岩手県北上市相去町和田71番地
債務者　児玉ひろみ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１７０号
岩手県北上市和賀町横川目35地割134番地93、前住所岩手県北上市鍛冶町２丁目３番10号メゾンリビエール202号
債務者　照井　文務
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１６号
山形県酒田市光ケ丘２丁目14番15号　光ケ丘アパート101号、前住所山形県酒田市南千日町５番３号
債務者　庄司二三男
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１１８号
山形県酒田市南新町１丁目６番39号
債務者　柿崎　真理
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３２５号
群馬県高崎市下豊岡町1403番地
債務者　松本　光雄
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４２０号
群馬県高崎市棟高町644番地１
債務者　田中　理恵
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９５８号
埼玉県川越市岸町１丁目１番地41エステートピア岸町101号室、前住所埼玉県幸手市大字上高野2755番地１―508号　チサンマンション幸手
債務者　小野　行哉
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９７８号
埼玉県富士見市水谷東３丁目37番２号
債務者　長瀬　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部